

公 安 委 員 会 決 裁 資 料	鹿児島県地方警察職員の管理職員特別勤務手当の支給に関する規則 の一部改正（令和6年人事委員会勧告等による給与改定）	令和7年3月6日 警務課給与係
1 改正理由 人事委員会の令和6年10月8日付けの勧告等に鑑み、本県警察職員の管理職員特別勤務手当の支給要件及び支給額等を改定するため、所要の改正をするものである。 2 改正規則 鹿児島県地方警察職員の管理職員特別勤務手当の支給に関する規則（平成3年鹿児島県公安委員会規則第16号） 3 改正内容 本県警察職員の管理職員特別勤務手当の支給要件・支給額等について ① 鹿児島県地方警察職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、管理職員特別勤務手当の支給額等を規定した第3条中「条例第9条の4第3項第1号」を「条例第9条の4第3項」に改める。 ② 人事院規則の改正に準じ、管理職員特別勤務手当の不支給要件を定めた第3条の2第2項を第5条に改めた上で、現行は 週休日等に係る勤務をした後に引き続いて平日深夜等に係る勤務をした場合は平日深夜等に対する管理職員特別勤務手当を支給しないとなっているものを 「週休日等に係る勤務をした後に引き続いて平日深夜等に係る勤務をした場合」及び「平日等深夜等に係る勤務をした後に引き続いて週休日等に係る勤務をした場合」は、週休日等に係る勤務をしたものとして、平日深夜等に対する管理職員特別勤務手当を支給しないに改める ③ その他、現行の条及び項を人事院規則の改正に準じて整理するといった改正を行うもの。 4 施行期日 令和7年4月1日		